

新潟県に避難して来られた皆さまへ 〈お知らせ〉

○いわき市の住宅の提供について情報があります。概要は下記ご案内のとおりですのでご覧ください。詳細は、ホームページで確認することができます。

ホームページアドレス（いわき市ホームページ内）

<http://www.city.iwaki.fukushima.jp/topics/010607.html>

ご案内

☆いわき市が、東北地方太平洋沖地震り災世帯に対する住宅の一時提供について、受付を開始しています。

○対象世帯

東北地方太平洋沖地震の「り災世帯」で、住宅が全壊、流出するなど自力での住家の確保が困難な世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ・いわき市内に在住する者のいる世帯
- ・いわき市内に勤務先、就学先がある者の世帯
- ・いわき市内で、福島第1原発から30km以内の区域に居住地がある世帯（ただし、久之浜・大久地区については、全域）
- ・市外からいわき市に避難してきた世帯で、3月27日の時点で市内の避難所で生活している世帯

○提供される住宅 いわき市内の雇用促進住宅及び民間借上住宅
（家賃無料、光熱水費等は入居世帯負担）

○提供期間 原則として、入居日から平成24年3月31日まで

○申込方法 いわき市文化センター及び各支所の窓口での申込のほか、FAX、E-mail、郵送でも申し込むことができます。

○申込書類 ・一時提供住宅（雇用促進住宅・民間借上げ住宅）借受申請書
・「り災証明書」もしくは「被災証明書」

○受付期間 平成23年3月29日（火）～平成23年4月8日（金）（必着）

〈問い合わせ先〉

東北地方太平洋沖地震に伴う総合窓口（一時提供住宅担当）
（いわき市文化センター2F）

電話 0246-21-3720、0246-21-3723、0246-21-3724

〈申請書の郵送先等〉

郵送；〒970-8686 いわき市平字梅本21番地
いわき市役所内 一時提供住宅担当 宛

FAX；0246-21-4147、0246-21-4149

E-mail；okyukasetsujutaku@city.iwaki.fukushima.jp

☆なお、福島県では、**応急仮設住宅**の提供の準備を進めているとのことです。応急仮設住宅の整備状況や募集時期等については、下記にお問い合わせください。

福島県土木部建築住宅課 相談窓口専用ダイヤル

電話 024-521-7698、024-521-7867